

静岡県告示第429号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例第14条第1項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定したので、同条例第14条第2項の規定に基づき告示する。

令和元年12月17日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
メチル＝2－[1－（5－フルオロペンチル）－1H－インドール－3－カルボキサミド]－3－フェニルプロパノアート及びその塩類（通称名MP h P－2 2 0 1、MPHP－2 2 0 1）	令和元年12月18日
2－（ブチルアミノ）－1－（4－クロロフェニル）プロパン－1－オン及びその塩類（通称名4－C h l o r o－N－b u t y l c a t h i n o n e）	令和元年12月18日
3－[1－（エチルアミノ）シクロヘキシル]フェノール及びその塩類（通称名3－H O－P C E）	令和元年12月18日

2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため。